

尼崎市都市計画審議会（都市美分科会）資料の修正等を行った箇所について

大項目	番号	委員からいただいた意見	事務局の検討結果	修正箇所
1 公共施設への民間事業者の屋外広告物の設置	1-1	「公共施設への屋外広告物の設置に関するガイドラインを策定すること」、「設置に当たり、開発指導課の関与があること」を資料に記載してほしい。	「公共施設への屋外広告物の設置に関するガイドラインを策定すること」及び「設置に当たり、開発指導課の関与があること」を資料に明記しました。	6 頁に追記
	1-2	公共施設にふさわしい屋外広告物とするためには、行政だけでなく、「第三者の目線」で屋外広告物の誘導を行う必要があるのではないか。	公共施設にふさわしい屋外広告物を誘導するために、ガイドラインを策定します。ガイドラインの策定は、開発指導課の職員及び都市美アドバイザーチームの委員を経験した職員が、内容の検討を行ったうえで、景観に関する学識経験者、屋外広告物事業者から意見を聴き、「第三者の目線」を反映させたものとします。	6 頁に追記
	1-3	屋外広告物が市民から認知されやすい場所は、企業同士で競合が起こる可能性がある。そのような場合の対処方法を教えてほしい。	公共用地であることから、特定の企業に対し、長期間・独占的に屋外広告物を設置させることはせず、期間を定めただうえで公募により企業を決定します。公募においては、金額面のみならず、周囲の景観との調和やにぎわいの創出の観点から、魅力的で公共施設に設置するにふさわしい屋外広告物の提案を行った企業にその設置を認めることとします。	6 頁に追記
2 自治会等の禁止地域への民間事業者の屋外広告物の設置	2-1	公募によりスポンサー企業を決定しないと、自治会等の内部で構成員間の事実上のトラブルが生じるのではないかと。	設置を希望する自治会等に対し、「広告料を公共的な活動の費用に充てるべきこと」、「公平性等を確保してスポンサー企業を決定すべきこと」を事前に指導し、そのようなトラブルが生じないよう、市としてコントロールをしていきます。	8 頁に追記

	2-2	今回の改正で、本来設置しなくてもよい屋外広告物まで設置されてしまうことになりかねないが、こうした点のコントロールはどのように行うのか。	現行の許可基準の範囲内で設置が行われるので、安全や景観に大きな支障が生じることはないと考えていますが、自治会等が設置する屋外広告物についても、ガイドラインを設けるとともに、開発指導課が指導・助言を行うこととします。	8・9頁に追記
3 その他 の制度	3-1	【許可番号の記載義務の廃止】 指導の便宜等を考慮すると、許可番号の記載があった方がよいのではないか。	許可番号の記載には、屋外広告物の設置者に屋外広告物の許可の更新を受けるべきこと等を意識づける効果も有していると考えられることから、再検討を行った結果、許可番号の記載義務は廃止しないこととします。	11頁から12頁までの記載を削除
	3-2	【管理者の住所要件の緩和】 管理者の業務や資格について、教えてほしい。	管理者の業務、資格等について資料に明記しました。	12頁に追記
4 許可基準	4-1	【ルーバーによる遮蔽義務の廃止】 ルーバーによる遮蔽義務の規定は残しておいた方がいいのではないか。	小規模なもの等の景観に与える影響の程度が少ない屋上広告物についてのみ遮蔽義務を解除することとし、それ以外の屋上広告物については遮蔽義務を維持することとします。	16・17頁に追記
	4-2	【建植広告物の基数の緩和】 道路際に小規模な建植広告物が多数立ち並ぶことにはならないか。	小規模な建植広告物について、間口の広さに応じて、合計面積の規制を設けることで、その乱立を抑制します。	18・19頁に追記
	4-3	【街灯利用の屋外広告物の基数等の緩和】 公共施設にある街灯利用の屋外広告物については、ガイドラインで景観誘導を行ってはどうか。	公共施設にある街灯利用の屋外広告物についても、ガイドラインに記載を行います。なお、民間の敷地内に設置される街灯利用の屋外広告物の表示方法等についても、このガイドラインに準じた指導を行います。	6頁に追記